解散公告

当社は、平成二十四年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

沖縄県那覇市首里当蔵町一丁目四八番地ラ イオンズパレス当蔵一〇二号

株式会社千秀

代表清算人　崎濱　秀英

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

岩手県宮古市川井第六地割一三八番地の一

社団法人繁報徳社

代表清算人　佐々木　登

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日を以て解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

東京都足立区中央本町一丁目一七番一号

財団法人足立区まちづくり公社

代表清算人　藤井　昌記

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

東京都渋谷区神山町五番五号

財団法人アジア二十一世紀奨学財団

代表清算人　角田　英一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月十六日高岡市長の許可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

富山県高岡市江尻四四三番地の三

高岡市高伏町土地区画整理組合

代表清算人　東　忠明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

富山県富山市新総曲輪一番七号

財団法人富山県高等教育振興財団

清算人　出口　和宏

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年二月十四日付けで石川県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

石川県輪島市門前町走出六の六九番地

清算法人門前農地開発土地改良区

代表清算人　岡山　繁

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

島根県松江市八雲町熊野八〇三番地九

財団法人長沢報徳会

代表清算人　石原　茂

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

長崎市魚の町三番三〇号

特定非営利活動法人心のまほろば

清算人　緒方　源信

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月七日付熊本県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

熊本県天草市南新町三番地の一

本渡市大矢崎土地区画整理組合

代表清算人　吉永　栄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号　ダイヤ八重洲口ビル四階

特定非営利活動法人不動産取引支援機構

清算人　赤土　正貴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月二十八日開催の理事会及び評議会の決議により、平成二十四年二月二十八日東京都知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

東京都足立区千住旭町三番二号

学校法人弥生学園

清算人　小出　康夫

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

岡山市北区田中五八二番地

財団法人烏城彫協会

代表清算人　木口　省吾

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十四年三月三十一日存続期間満了により解散したので当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

仙台市青葉区国分町三丁目一〇番一〇号

財団法人仙台市勤労者福祉協会

代表清算人　佐藤　吉正

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月十六日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野一九九番地

財団法人福島県原子力広報協会

代表清算人　小山　吉弘

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林九二六番地一

財団法人川島町勤労文化協会

清算人　飯島　和夫